

契約・新規登録
について
(一般・愛用者登録)

(株)環境保全研究所

特定商取引法規制対象外のランク

01

一般（100%）

（※リアル講習会場での商品販売は訪問販売取引規制あり）

02

愛用者登録（90%）

（※リアル講習会場での商品販売は訪問販売取引規制あり）

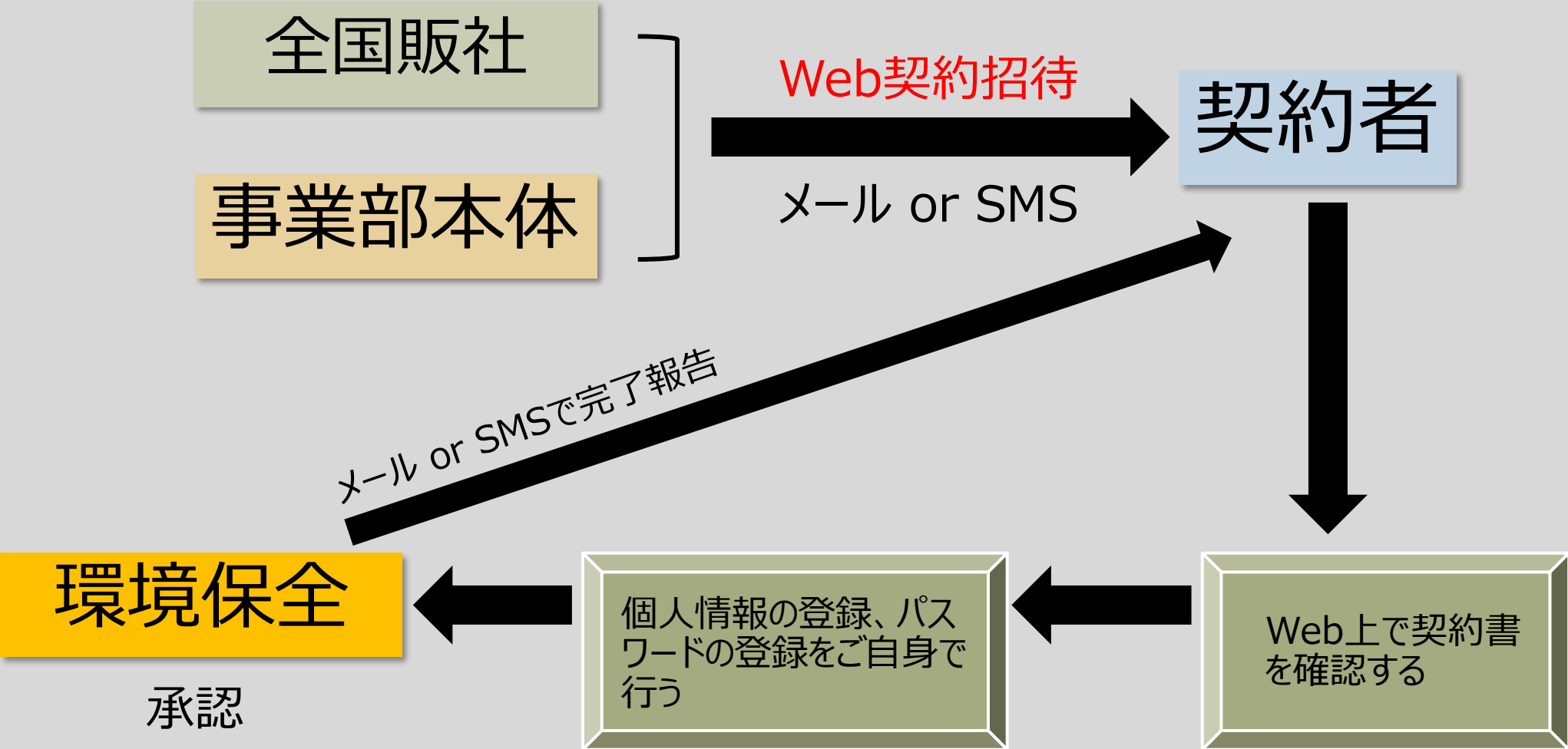
特徴

- ✓ 愛用のみ。小売販売不可。
- ✓ 愛用者だが特商法対象外。
- ✓ 承認後の報告はメールまたはショートメッセージのみ。
- ✓ 法廷書面を郵送で送る必要なし。
- ✓ 登録後におけるクーリングオフの適用なし。

新規登録の具体的な手順

- ①講習会（リアル・Web）やサロンでの施術後にお客様へご案内。
→ここでは契約書を印刷して渡さなくてもOK
- ②内容に承諾されたら「メールアドレス」と「携帯電話番号」を伺う。
- ③Web契約招待ができる「全国販社」または「事業部本体」に以下を伝達。
 - ・上位店（紹介者）
 - ・メールアドレスと携帯電話番号
- ④「全国販社」「事業部本体」は業務代行クラウドシステムから、メールアドレスまたはショートメッセージ宛に招待メールを送る。
- ⑤お客様はWebで契約書を確認し、個人情報をご自身で入力して申し込む。
- ⑥契約番号生成→契約書PDF生成→環境保全が承認→完了報告を「ご本人」「上位店」「招待者」「全国販社」へメールでお送りします。

契約締結の流れ



もし特商法の対象となるときたら→訪問販売

訪問販売の定義

公衆の場（不特定多数の人が出入りする場）ではない、ホテルや公民館等の一室で行われる講習会（サロンでの体験会も含む）を通じて、その場でリクルートが行われた場合、これらは特商法の「訪問販売」に該当。

ではなぜ特商法対象外（クーリングオフ適用外）なのか

- ✓ リアル講習会場に展示された商品を、その場で販売（断ることができない状況となる可能性）するわけではなく、あくまでも、Web契約を通じて顧客自身の自発的な申込に基づき、商品販売をしている。

+

- ✓ 契約金等のしぼりなく、いつ買っても良い状態である。

訪問販売の規制対象となる場合

リアル講習会場での商品販売

- ✓ 不特定多数の人が出入りして商品を購入できる固定店舗ではない（公衆の場ではない）。
- ✓ 少なくとも、いつ買っても良い状態になるためには登録が必要。展示された商品の購入を断れない可能性もある。



現地販売用訪販書類を利用する必要あり

イメージ

赤字必須

よくお読みください

納品書・領収書

契約日：2022年7月1日

《ご記入ください》

お客様名：山田 次郎

ご住所：〒123-4567

東京都江戸川区～

お電話：090-2345-6789

担当者：環境 太郎

販売事業者：株式会社ビーワン清里

407-0301 山梨県北杜市高根町清里 3545-5896

代表取締役社長 清里 高根子

電話) 0551-48-5300、FAX) 0551-48-5388

メールアドレス) takane@kankyo-hozen.com

支払い方法：【講習会当日現地限定・一括払いのみ】

1. 現金

2. クレジットカード（ ）引き落とし予定日（ 月 日）

3. 代金引換（ ）

* クレジットカード引き落とし日は各社異なります。販売事業者はwebで確認し予定日を入力ください。

商品の種類	商品名	商標または製造者名	型式	メーカー希望小売価格	数量	販売価格	商品引き渡し時期	備考
例) 頭髪用化粧水	ビーワンブランド ランス (530ml)	製造元：株式会社実正	なし	3,960円(税込み)	1本	3,168円(税込み)	2022年●月●日	
全身化粧水	ビーワンオールインローション (1000ml)	製造元：株式会社実正	なし	9,900円(税込み)	1本	8,900円(税込み)	2022年7月1日	
合計金額(税込)： 8,900円								

* 右記領収日は現金販売の場合です、クレジットカード 2022年 7月 1日

販売においては上記引き落とし予定日をご参照ください。次のとおり領収いたしました。

* 5万円を超える場合、販売事業者は金額に応じて

必要な収入印紙を貼ってください。

8,900円(税込)

印紙

赤字必須

クーリング・オフのお知らせ(以下裏面、赤字印刷)

1、お客様が、訪問販売にてご契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録(電子メール等)により無条件で契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は書面又は電磁的記録(電子メール等)による通知を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。ただし、現金取引(契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その金額が3千円未満のときは、クーリング・オフはできません。

2、この場合、①お客様は、損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。③お客様は、すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客様は、商品を使用し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭を請求されることはありません。又、役務の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価を請求されることはありません。⑤お客様は、役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

3、なお、健康食品、不織布及び幅が13センチメートル以上の織物、コンドーム及び生理用品、防虫剤・殺虫剤・防臭剤及び脱臭剤(医薬品を除く。)、化粧品・毛髪用剤及び石鹸(医薬品を除く。)、浴用剤・合成洗剤・洗浄剤・つやだし剤・ワックス・靴クリーム並びに歯ブラシ、履物、壁紙、配置薬については使用又は消費した場合(ただし、事業者がお客様に当該商品を使用又は消費させた場合を除きます。)は、クーリング・オフができなくなりますのでご注意ください。

4、上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは書面又は電磁的記録(電子メール等)によりクーリング・オフすることができます。

※ クーリング・オフ制度は、法人には適用されません、ご注意ください。

補足

昨今では、Zoom等によるWebミーティング経由でのリクルートも行われているかと思いますが、その場で契約や商品購入を促して、その場でクロージングが行われるようなことがあれば、特商法の「電話勧誘販売」には該当しますので、そのような目的で開催されることがある場合、販売目的である旨をオープニングトークで謳い、クーリングオフの記載等をエンドロールで明記する等、諸々の対応が必要となってまいりますので、ご注意ください。

契約書および現地販売用書類のダウンロード

<https://www.kankyo-hozen.co.jp/contract>

最新版を上記URLにご用意しておりますのでご活用ください。